

令和8年度増床募集分 「特定施設入居者生活介護」実施事業者募集要項 Q & A

No.	キーワード	質問	回答	要項	
				頁	項目
1	施設種別	既存の介護付有料老人ホームの増床分とあるが、特定施設入居者生活介護の指定を受けている介護付有料老人ホームの定員を増やすことができるということか。	お見込のとおりです。	1	2 (1)
2	施設種別	既存の介護付有料老人ホームの増床とは、どのような形を想定しているか。	①既存設備の使用していない部屋を居室に転換 ②増築 ③個室を夫婦部屋に変更 ④広い個室を分割（個室×1を個室×2へ変更） など	1	2 (1)
3	施設種別	No. 2においての注意点は何か。	【共通】名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針に引き続き適合していること。 ①設備が減ることによる入居者の不利益変更について同意を得ておくこと。 ②令和8年度中の増床に間に合わせること。 ③夫婦部屋は居室面積が内法で20㎡以上あること ④固定された界壁で分割させること（カーテン等は不可） など	1	2 (1)
4	施設種別	同時に募集している転換分とは何か。	当該増床分の募集と同時に「住宅型有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅から介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）への転換募集分」のことです。 詳しくは転換募集分の募集要項をご確認ください。	1	2 (1)
5	施設種別	特定施設入居者生活介護の指定を受けているサービス付き高齢者向け住宅も申込みは可能か。	サ高住も申込みは可能ですが、必ず先行して住宅都市局住宅企画課に相談して図面上の問題がないこと等を確認してください。	1	2 (1)
6	施設種別	申込をする特定施設入居者生活介護において、「ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間の平均稼働率」と「イ 令和8年4月1日時点の稼働率」の両方が95%を超えていないといけないということか。	ア又はイのどちらか高い方の稼働率が95%を超えていれば問題ありません。例えば、アが93%でイが97%であれば問題ありません。アとイの両方が95%を下回る場合は申込みできません。	1	2 (1)②
7	施設種別	申込をする法人が運営する他の名古屋市内の特定施設入居者生活介護において、「ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間の平均稼働率」と「イ 令和8年4月1日時点の稼働率」の両方が90%を超えていないといけないということか。	考え方は上記No. 6と同じです。	1	2 (1)③
7	施設種別	申込をする法人が運営する他の名古屋市内の特定施設入居者生活介護とあるが、名古屋市内で複数の特定施設入居者生活介護を運営している場合、そのすべてが対象となるか。	複数の施設を運営している場合は、すべての施設が対象となります。一つでも90%未満の場合は申込みできません。	1	2 (1)③
8	定員	増床数は問わないとされているが、下限も上限もないということでしょうか。	お見込のとおりです。ただし、令和8年度に関しては最大数の19人を超える増床の申込みはできません。	2	2 (2)
9	募集	「混合型特定施設」のみの募集ということだが、「混合型」とは何か。	要介護者、要支援者を対象とする施設のことです。要支援者からの申込みがあった場合、正当な理由がない限り利用を拒否することはできません。 なお、要介護者のみを対象とする特定施設は「介護専用型」といいます。さらに、要介護者のみを対象とし定員が29名以下の特定施設は「地域密着型」となります。	2	2 (2)
10	補助金	「開設準備経費補助金」とはどのような補助金か。	「名古屋市地域医療介護総合確保基金事業補助金」の一種です。開設時に必要な初年度経費が支給されることがあります。 令和6年度までは愛知県が窓口となっていましたが、令和7年度からは名古屋市が窓口となっています。補助金の内容自体に変更はありません。なお、要項にもありますとおり、現時点では補助金の支給が確約されているものではないことを申し添えます。	2	2 (6)
11	要件	「介護保険施設・居住系サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・認知症高齢者グループホーム・特定施設入居者生活介護）を3年以内に廃止した法人」に該当しないことが応募要件とされているが、名古屋市内でこれらの施設等を廃止した場合も応募はできないのか。	当該要件は名古屋市内の施設等に限りです。名古屋市内の施設等を廃止した場合は含まれません。	3	3 (4)②
12	協議書	増床協議申出書及び増床協議書は「原則メールで提出」することとなっているが、メール以外で提出することはできないのか。	原則としてメールでご提出いただけますが、どうしてもメールでの提出ができない場合はお電話でご相談ください。	4	4
13	協議書	増床協議申出書又は増床協議書の提出が期限内に間に合わないときはどうすればよいか。	期限内に提出いただけない場合は、例外なく申込みを受け付けることができません。必ず期限内に提出してください。	4	4
14	日程	令和8年度中に特定施設の増床しなければならないとされているが、間に合わない場合はどうなるのか。	必ず間に合わせてください。事業者の都合によらないやむを得ない事情（災害等）のある場合に限り翌年度の増床とすることもありますが、基本的に想定していません。	5	6
15	利用料金	増床日以降に協議書類に記載の利用料金を値上げすることは原則として認められないとあるが、次の場合はどうか。 ①利用料金を値下げする場合 ②何年後の将来的に値上げする場合	①可能です。 ②原則として採点に影響を与えるような値上げは将来に渡っても不可です。ただし、増床日からの経過年数や世情（昨今の著しい物価高騰等）などやむを得ないと認められる理由があれば値上げができることもあります。その際は個別にご相談ください。	6	7 (4)
16	選定	「選定段階において残り募集定員が施設の増床申込定員を下回る場合は、申込定員より少ない残り募集定員数で選定、採択します。」とはどういうことか。	当該公募は評価点の高い順に採択します。そのため、順番に採択していくと次点の施設が申込んだ人数よりも残りの募集定員数が少なくなってしまうことも想定されます。整備枠数の関係があり採択数を増やすことができないため、申込人数よりも少ない人数で採択される場合があるということです。 (例) 募集定員19人 ①A施設（申込10人） 採択10人（残り9人） ②B施設（申込5人） 採択5人（残り4人） ③C施設（申込10人） 採択4人（残り6人） ➢C施設は10人で申込みしましたが残った4人の採択となります。	7	8 (2)
16	選定	申込人数よりも少ない人数で採択されることがあるとのことだが、申込人数よりも少なくなるのであれば増床を希望しない場合はどうすればよいか。	増床協議申出書で「希望しない」旨を選択してください。	7	8 (3)

No.	キーワード	質問	回答	要項	
				頁	項目
16	選定	選定結果はいつ、どのように通知されるのか。	令和 8年 9月頃に、採択不採択に関わらず結果の通知文を郵送します。また、通知文送付の数日後にNAGOYAかいごネットにて採択された計画を公表します。(不採択計画は公表しません。)	7	8 (2)
17	質問	質問送付票はメール以外の方法で送っても問題ないか。FAXで送ってもよいか。	原則としてメールでお願いしていますが、FAXでも受け付けます。なお、メールと同じようにお電話による到着確認を行ってください。	8	質問送付票
18	評価	利用料金について、前払金の有無や金額によって評価点数が異なるが、前払い方式と月払い方式のいずれかを選択できる選択方式の場合はどうなるのか。	前払金の有無につきましては、入居時の支払い負担がなるべく少ない方を評価しています。選択方式の場合は、入居者が自分で負担の少ない方を選べることから、評価としては「無」と同等としています。つまり、選択方式は 5点の評価となります。	13	2②